

産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和3年5月25日（火）
午前10時
場 所 第2委員会室

審査内容

- 1 議案第48号 令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計
補正予算（第2回）について（公営）

----- 一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会終了後 -----

- 2 閉会中の継続調査事項について

令和3年第2回(6月)定例会 産業建設常任委員会提出資料

- P. 1 競走場別車券売上金額入場者数利用者数集計表
(全開催) 資料1
- P. 2 競走場別車券売上金額入場者数利用者数集計表
(別枠開催) 資料2
- P. 3 令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業
特別会計決算見込 その1 資料3
- P. 4 令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業
特別会計決算見込 その2 資料4

令和3年5月25日 公営競技事務所

令和2年度

【オートレース】競走場別車券売上金額入場者数利用者数集計表(全開催)

公益財団法人JKA

比較年月日(2019/4/1~2020/3/31)

対象年月日(2020/4/1~2021/3/31)

(単位:円、人)

競走場	開催日数 (下段:前年)	総車券売上額		車券売上額内数						本場一人 平均購買額 前年比	本場入場者数		電話投票利用者数 内訳			場外利用者数内訳	
				構成比 前年比	電話投票売上額 内訳			場外売上額 内訳					オフィシャル 前年比	民間 ポータル 前年比	重勝式 (民間) 前年比	場間場外 利用者数 前年比	専用場外 利用者数 前年比
		前年比	一日平均*		構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比		構成比 前年比	構成比 前年比					
川口	132	24,458,638,300	185,292,700	2,710,348,400	4,683,900,500	12,818,576,800	-	2,519,201,900	1,726,610,700	12,600	214,243	1,912	696,225	1,894,651	-	316,143	145,031
	112	121.5%	103.1%	51.4%	129.1%	220.3%	-	68.3%	100.5%	126.0%	41.1%	41.0%	128.1%	231.6%	-	63.2%	79.0%
伊勢崎	109	20,444,170,700	187,561,100	1,121,882,800	3,888,465,600	10,136,815,900	2,870,017,200	1,358,782,100	1,068,207,100	9,900	112,656	1,280	579,657	1,504,373	1,264,605	156,464	89,223
	95	128.3%	111.8%	45.6%	123.9%	191.7%	180.3%	59.0%	92.6%	106.5%	42.9%	42.0%	124.2%	198.2%	125.6%	63.8%	70.0%
浜松	80	11,905,079,600	148,813,400	927,907,400	2,356,320,200	6,378,599,300	-	1,356,172,300	886,080,400	6,900	133,549	1,669	383,100	951,534	-	181,368	85,876
	80	109.3%	109.3%	67.0%	107.2%	170.7%	-	52.6%	88.8%	98.6%	68.0%	68.0%	108.6%	175.7%	-	50.1%	76.0%
飯塚	140	20,759,668,400	148,283,300	655,937,600	4,448,278,900	13,626,193,100	-	1,213,043,600	816,215,200	9,300	70,217	835	630,698	2,034,717	-	131,430	77,164
	135	134.7%	129.9%	53.9%	121.3%	198.6%	-	45.8%	80.6%	106.9%	50.4%	52.7%	114.5%	198.0%	-	35.7%	64.3%
山陽	89	17,077,983,800	191,887,400	360,416,600	2,391,348,400	7,549,157,400	4,528,025,500	1,487,188,500	761,847,400	9,500	37,728	739	355,475	1,123,325	721,925	175,863	67,885
	65	148.2%	108.2%	68.9%	137.0%	223.4%	147.4%	70.0%	111.9%	106.7%	64.4%	59.3%	136.2%	234.6%	113.2%	65.4%	93.9%
合計	550	94,645,540,800	172,082,800	5,776,492,800	17,768,313,600	50,509,342,500	7,398,042,700	7,934,388,400	5,258,960,800	10,100	568,393	1,369	2,645,155	7,508,600	1,986,530	961,268	465,179
	487	128.1%	113.4%	53.2%	123.6%	201.3%	158.6%	59.5%	94.5%	109.8%	48.2%	48.0%	121.6%	207.1%	120.8%	55.1%	75.5%

* 構成比は総車券売上額に対するもの。
 * 重勝式発売日数: 704日 (不成立で全額返還の場合は、発売日数・利用者数を含まず。前年比にも適用)
 * 開催日数には特別開催(ミッドナイト・アフター6ナイター)の日数を含む。(ただし、本場入場者数1日平均を算出する際には含まず。)
 * 別枠開催の本場および専用場外の利用者は含まない。
 * 一日平均は、無観客開催を含む開催日数にて算出

別枠開催を除いた総合計

合計	415	77,301,698,200	186,269,100	5,761,926,300	14,963,106,500	38,937,857,400	4,552,497,700	7,934,388,400	5,151,921,900	10,100	568,393	1,369	2,227,510	5,607,967	1,618,535	961,268	465,179
	413	114.7%	114.2%	53.2%	116.3%	184.0%	124.7%	59.5%	93.2%	111.0%	48.2%	48.0%	114.0%	187.3%	107.5%	55.1%	75.5%

令和2年度

【オートレース】競走場別車券売上金額入場者数利用者数集計表(別枠開催)

公益財団法人JKA

比較年月日(2019/4/1～2020/3/31)

(単位:円、人)

累計

対象年月日(2020/4/1～2021/3/31)

競走場	開催日数 (下段:前年)	総車券売上額		7賭式売上額		車券売上額 内数				利用者数 内数		重勝式(モトロト)		重勝式(当たるんです)	
		前年比	一日平均 前年比	前年比	一日平均 前年比	本場 構成比 前年比	電話投票		場外 専用場外 構成比 前年比	電話投票		売上 構成比 前年比	利用者数 前年比	売上 構成比 前年比	利用者数 前年比
							オフィシャル 構成比 前年比	民間ポータル 構成比 前年比		オフィシャル 前年比	民間ポータル 前年比				
川口 (ナイトレース)	20	2,352,870,300	117,643,500	2,147,584,800	107,379,200	0	416,105,500	1,693,728,000	37,751,300	63,346	297,441	0	0	205,285,500	34,978
	-	-	-	-	-	0.00%	17.69%	71.99%	1.60%	-	-	0.00%	-	8.72%	-
伊勢崎 (アフター6ナイター)	21	1,836,880,700	87,470,500	1,586,974,700	75,570,200	4,005,300	347,691,000	1,170,035,500	65,242,900	68,518	229,375	5,004,000	1,713	244,902,000	37,339
	9	199.7%	85.6%	236.4%	101.3%	126.1%	188.1%	260.3%	192.0%	220.3%	303.1%	-	-	98.6%	102.1%
飯塚 (ミッドナイト)	56	7,554,393,800	134,899,800	6,534,287,300	116,683,700	8,283,400	1,234,006,100	5,291,997,800	0	173,461	840,459	0	0	1,020,106,500	148,931
	47	196.6%	165.0%	190.3%	159.7%	61.4%	125.0%	217.5%	-	122.9%	213.5%	0.0%	0.0%	254.6%	291.0%
山陽 (ミッドナイト)	38	5,599,697,800	147,360,400	4,229,450,800	111,301,300	2,277,800	807,404,500	3,415,723,800	4,044,700	112,320	533,358	0	0	1,370,247,000	145,034
	18	321.2%	152.1%	305.0%	144.5%	110.7%	239.3%	326.4%	387.6%	229.5%	330.5%	-	-	384.3%	312.8%
合計	135	17,343,842,600	128,472,900	14,498,297,600	107,394,700	14,566,500	2,805,207,100	11,571,485,100	107,038,900	417,645	1,900,633	5,004,000	1,713	2,840,541,000	366,282
	74	266.6%	146.1%	264.0%	144.7%	77.8%	185.8%	294.5%	305.6%	188.9%	301.4%	63.6%	39.2%	282.5%	273.1%

※本場および専用場外の利用者は含まない。

令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計決算見込 その1

1. 令和2年度 歳入・歳出決算

歳入額	17,495,891 千円
歳出額	18,678,044 千円
差引額	▲ 1,182,153 千円

(繰上充用額11億9,000万円)

2. 令和2年度単年度収支

歳入額	17,495,891 千円
歳出額	17,455,226 千円
差引額	40,665 千円

3. 累積赤字額

令和元年度末累積赤字額	1,222,818 千円
令和2年度解消額 ア	40,665 千円
令和2年度末累積赤字残額	1,182,153 千円

4. リース料(見込額)

令和元年度末残額	536,995 千円
令和2年度返済額 イ	76,713 千円
令和2年度末残額見込額	460,282 千円

5. 2つの債務解消額(上記3. 4より)

令和元年度末2つの債務総額	1,759,813 千円	
令和2年度2つの債務解消額(ア+イ)	117,378 千円	A
令和2年度末2つの債務残額	1,642,435 千円	

6. 施設改善基金

令和元年度末(5月末)残額	513,352 千円	
令和2年度積立額	290,579 千円	
利息積立額	5 千円	
令和2年度取崩額	11,462 千円	
・当該年度増減額	279,122 千円	B
令和2年度末残額	792,474 千円	

7. 財政調整基金

令和元年度末(5月末)残額	117,267 千円	
令和2年度積立額	34,124 千円	
利息積立額	1 千円	
令和2年度取崩額	0 千円	
・当該年度増減額	34,125 千円	C
令和2年度末残額	151,392 千円	

基金増減合計額 (B+C)	313,247 千円
---------------	------------

実質収支改善額 (A+B+C)	430,625 千円
-----------------	------------

令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計決算見込 その2

1 開催に係る収支

【単位 千円】

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
①	本場開催発売金	8,346,380		返還金25,873千円を含む。
	入場料収入	0		特別入場料
	場外事務協力費	227,306		
	その他収入	32,297		事故金、雑入、貸付収入
②	義務的経費			義務的経費の合計：6,013,623千円
	払戻金		5,833,277	
	JKA交付金		180,346	
③	開催経費			開催経費の合計：2,127,233千円
	賞典費		536,339	
	場外発売委託料		390,510	
	返還金		25,873	
	その他開催経費 (収益保証)		1,114,859	競走会業務委託料、インターネット投票業務委託料等
④	その他支出		59,652	
⑤	包括的民間委託料		465,127	※株式会社JPF
⑥	合 計	8,605,983	8,605,983	
	(A) 歳入 - 歳出		0	

2 開催以外に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑦	基金繰入			
	財調基金繰入金	0		
	施設基金繰入金	11,462		
	施設改善基金利子	5		
	財政調整基金利子	1		
	(収益保証)	59,652		
	前年度繰越金	46,642		繰越明許費
⑧	リース料		76,713	
	手数料		3,601	
	設計委託料(競走車一時保管倉庫)		1,056	
	管理地区土地購入		1,632	
	工事請負費(競走車一時保管倉庫)		7,249	
	地域公益事業		13,050	
	施設改善基金積立金		5	
	財政調整基金積立金		1	
	前年度繰上充用金		1,222,818	
	固有経費		31,513	
	設計委託料		18,063	繰越明許費
	施設改善基金積立金		28,579	不用額相当分
	⑨	合 計	117,762	1,404,280
	(B) 歳入 - 歳出		▲ 1,286,519	

3 重勝式に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑩	重勝式発売金	4,584,596		返還金56,570千円を含む。
⑪	義務的経費			義務的経費の合計：3,220,736千円
	重勝式払戻金		3,169,618	
	JKA交付金		51,118	
⑫	開催経費			開催経費の合計：557,842千円
	重勝式返還金		56,570	
	開催場負担金		30,837	
	特別拠出金		421,106	
	その他開催経費		49,329	
⑬	発売業務委託料		564,998	
⑭	施設改善基金積立金		131,000	
⑮	財政調整基金積立金		34,124	
⑯	合 計	4,584,596	4,508,701	
	(C) 歳入 - 歳出		75,895	

4 ミッドナイトレースに係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑰	勝車投票券発売金	4,247,161		返還金17,711千円を含む。
	その他収入	41		
⑱	義務的経費			義務的経費の合計：3,039,420千円
	払戻金		2,955,728	
	JKA交付金		83,692	
⑲	開催経費			開催経費の合計：1,048,313千円
	賞典費		140,472	
	返還金		17,711	
	その他開催経費		890,130	競走会業務委託料、インターネット投票業務委託料等
⑳	施設改善基金積立金		131,000	
㉑	合 計	4,247,202	4,218,732	
	(D) 歳入 - 歳出		28,471	

合 計 (A) + (B) + (C) + (D)		▲ 1,182,153
小型会計歳入歳出合計	17,495,891	18,678,044

債務解消額(リース料)	76,713
単年度収支額	40,665
2つの債務解消額(E)	117,378

基金増減合計額(F)	313,247
------------	---------

実質収支改善額(E) + (F)	430,625
------------------	---------

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

2021年4月21日

山陽小野田市厚狭2117-1

下瀬俊夫

要 望 書

令和元年12月議会に提案された市営住宅条例一部改正に関して、12月6日に行われた産建委員会への条例改正の趣旨説明は不十分であり、委員会審査が十分に行われたとは言い難いので以下の点について説明して下さい。

12月6日の産建委員会での条例改正の趣旨説明は不十分

令和元年12月議会に市営住宅条例の一部改正案が提案されました。それを審議した12月6日の産建委員会の会議録を読み返してみました。

条例改正に関して建設住宅課長は「近年、身寄りのない単身高齢者等が増加し、公営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難になることが懸念される」ため、「国は民法と公営住宅管理標準条例（案）を改正して保証人に関する規定を削除した」とし、それに伴い「本市でも、住宅に困窮する低所得者へ住宅を提供するという市営住宅の目的があることを考慮して、連帯保証人を2名から1名に減じる」ことにしたと条例改正の趣旨を説明しています。

（1）連帯保証人を減じることが民法改正の趣旨ではない

今回の条例改正は民法改正に伴うものですが、改正民法のどこを探しても連帯保証人を減ずるとの条文はありません。昨年4月に施行された改正民法では「極度額（限度額）の定めのない連帯保証契約は無効となる」との趣旨が明記されたのです。

例えばある自治体のホームページでは『4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行されました。その中で、賃貸借契約や保証について、ルールの明確化や見直しがされています。これまでの賃貸借契約では、保証する最大限の額（極度額）を定めないで連帯保証をしている場合が多く、予期せず高額な債務を負うことがあり、各地で裁判が提起されていました。そこで改正民法では、賃貸人が個人の保証人を求める場合、連帯保証人が負う極度額を定め、なおかつ書面などで契約しなければ保証契約は無効に

なるというルールが設けられました』(福岡県志免町)と解説しています。

この民法改正のきっかけとなったのは平成9年11月13日付最高裁判決以降、各裁判所で連帯保証人への債務の限度額が認定され、民法改正に至ったものです。その後、国は公営住宅管理標準条例(案)から連帯保証人に関する規定を削除し、公営住宅入居時に連帯保証人を置くかどうか及び極度額の設定は各自治体の判断に任せることになったのです。山口県内でも下関市など数自治体では連帯保証人を置かず、保証会社による代行を認めるようにしました。条例改正の趣旨が全く違うのではありませんか。

(2) 市営住宅条例施行規則の審議をなぜしなかったのですか

今回の条例改正は連帯保証人を2名から1名に減じることが改正点ですが、民法改正の最大の趣旨が連帯保証人の「極度額」明記にあったのに、それは施行規則の中に規定されるために委員会審議には提出されません。しかし宇部市議会では市営住宅条例改正の審査とともに施行規則も委員会に提出させ、極度額の議論がされています。山陽小野田市議会ではこの民法改正の趣旨が全く議論されなかったのはなぜですか?

(3) 連帯保証人に代わる保証会社の代行をなぜ認めないのですか

委員会審査の中では連帯保証人の保証債務に関する議論はされました。しかし生活保護利用者など生活困窮者の連帯保証人確保の困難さや、連帯保証人が亡くなった場合などに別居親族等に債務の請求が及ぶことが議論はされていますが、県や下関市のように保証会社に代行させる方法に関してなぜ議論がされなかったのでしょうか。

(4) 契約更新等に関する新条例適用について

条例では令和2年4月以前の契約は旧民法が適用されるとしています。しかし同じ市営住宅への転居や契約更新時には改正民法が適用されるのかどうかまったく不明です。経済産業省は「既存の賃貸借契約を合意により更新し、この更新合意書に連帯保証人が署名捺印すると、新法の適用を受ける」との見解です。そうすると4月以前の入居者に関しても契約更新を実施することで新条例が適用できることとなりますが、このことに関しても委員会審査が必要ではなかったのでしょうか。

以上



平成 30 年 3 月 30 日
国土交通省 住宅局
住宅総合整備課

極度額に関する参考資料

平成 29 年民法改正（平成 32 年 4 月 1 日施行）において、個人の根保証は極度額を限度として責任を負うこと（改正民法第 465 条の 2 第 1 項）、また、極度額の定めのない保証契約は無効となること（同条の 2 第 2 項）が規定され、これらの規定は、住宅の賃貸借契約に基づく賃料や損害賠償債務等を保証する連帯保証人にも適用されることとなります。

これを踏まえて、国土交通省の「賃貸住宅標準契約書（平成 30 年 3 月版・連帯保証人型）」には、極度額を記載する欄を設けることとしましたが、具体的な極度額の設定にあたっては、貸主及び連帯保証人等の関係当事者間で充分協議を行うことが必要です。

国土交通省においては、具体的な極度額の設定に資するよう、下記調査を実施したところであり、その結果等について、別紙のとおり公表いたしますので、関係当事者間の協議にあたって参考としてください。

（1）家賃債務保証業者の損害額に係る調査

家賃債務保証業者が借主に代わって、貸主に支払った滞納家賃等のうち、借主に求償しても回収することができなかった損害額を調査したものです。

（2）家賃滞納発生に係る調査

賃貸住宅管理会社に対して、家賃滞納の発生から明渡訴訟等に至る 1,000 件あたりの件数や平均的な期間、最終的に借主から回収することができなかった家賃額等を調査したものです。

（3）裁判所の判決における連帯保証人の負担額に係る調査

裁判所の判決において、民間賃貸住宅における借主の未払い家賃等を連帯保証人の負担として確定した額を調査したものです。

2020年4月1日から 保証に関する民法のルールが 大きく変わります

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。この改正では、保証について新しいルールが導入されています。

このパンフレットでは、保証に関する新しいルールについてそのポイントを説明しています。

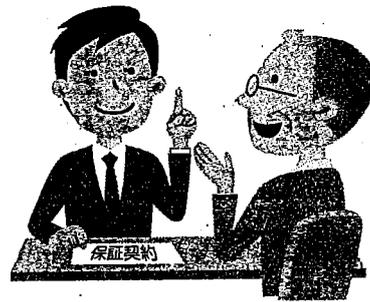


法務省

保証契約とは

「保証契約」とは、借金の返済や代金の支払などの債務を負う「主債務者」^{しゅせきいむしや}がその債務の支払をしない場合に、主債務者に代わって支払をする義務を負うことを約束する契約をいいます。

なお、「連帯保証契約」とは、保証契約の一種ですが、主債務者に財産があるかどうかにかかわらず、債権者が保証人に対して支払を求めたり、保証人の財産の差押えをすることができるものです。以下では、単に「保証」としていますが、すべて「連帯保証」を含みます。



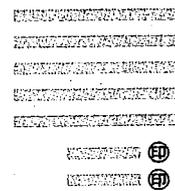
保証契約のリスク

保証人は、主債務者の代わりに主債務者の負った債務を支払うよう債権者から求められることとなります。保証人が任意に支払わない場合には、保証人は、自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められたり、給与や預貯金の差押えを受けたりするなど、裁判所の関与の下で支払を強制されることにもなります。

このように、保証は大きな財産的リスクを伴うものですが、主債務者から「迷惑をかけないから」、「名前だけ貸してほしい」などと言われて、安易に保証人となった結果、後々、大変な状況に陥ってしまうというケースも見られます。

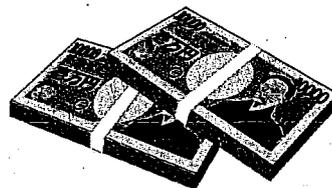
保証人になる際には、このようなリスクがあることを十分に認識しておくことが重要です。

保証契約



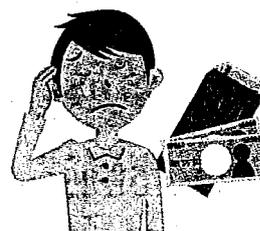
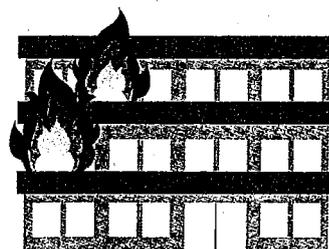
事例1

- ① 企業経営をしている友人が金融機関から2,000万円の融資を受ける際、「迷惑はかけない。」と言われ、仕方なく保証人になった
- ② 友人（主債務者）は経営に失敗して破産。債権者から1億円を請求される
- ③ 自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められる



事例2

- ① 親戚がアパートを賃借する際に、「名前を貸してほしい。」と言われて保証人になった
- ② 親戚（主債務者）の落ち度でアパート全体が焼失したが、親戚にさしたる財産がないため、債権者から多額の損害賠償を請求される
- ③ 完済まで毎月の給料の差押えを受ける



極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約について

「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。

例えば、保証人となる時点では、現実にはどれだけの債務が発生するのかがはっきりしないなど、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースをいいます。

例えば、次のようなケースが根保証契約に該当することがあります。

- ①子どもがアパートを賃借する際に、その賃料などを大家との間で親がまとめて保証するケース
- ②会社の社長が、会社の取引先との間で、その会社が取引先に対して負担する全ての債務をまとめて保証するケース
- ③親を介護施設に入居させる際に、その入居費用や施設内での事故による賠償金などを介護施設との間で子どもがまとめて保証するケース



根保証契約を締結して保証人となる際には、主債務の金額が分からないため、将来、保証人が想定外の債務を負うことになりかねません。

そこで、次のようなルールが設けられています。

※なお、主債務に貸金等債務（金銭の貸渡しや手形の割引を受けることによって負担する債務）が含まれる根保証契約については、既に、2005年4月1日から、今回のルールよりも更に厳しいルールが設けられています。このルールは、今回の民法改正の後も変わりません。

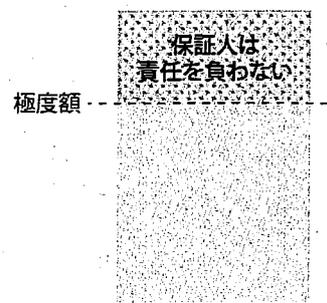
1 極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

保証人は極度額の範囲で支払の責任を負うことになるので、保証をする際には、極度額に注意を払いましょう。

また、極度額を定めずに根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないことになるので、債権者にとっても注意が必要です。



2 特別の事情による保証の終了

個人が保証人になる根保証契約については、保証人が破産したときや、主債務者又は保証人が亡くなったときなどは、その後に発生する主債務は保証の対象外となります。

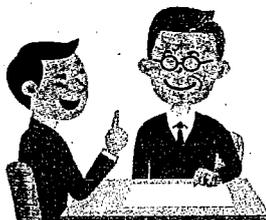
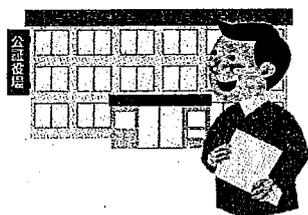
公証人による保証意思確認手続の新設について

法人や個人事業主が事業用の融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、多額の債務を負うという事態が依然として生じています。

そこで、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならないこととされています。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

なお、この意思確認の手続は、主債務者の事業と関係の深い次のような方々については、不要とされています。

- ①主債務者が法人である場合 その法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等
- ②主債務者が個人である場合 主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や、主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者



公証人はどんな人ですか。

公証人は、公証人法の規定により、判事（裁判官）、検事、法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任命しています。

保証意思確認の手続をするには、どこに行けばいいのですか。

公証人は、公証役場（公証人が執務する事務所）を設置して事務を行っています。

公証人は、全国に約500名おり、公証役場は約300箇所あります。
保証意思確認の手続について、囑託先とすべき公証役場に制限はありません。

日本公証人連合会 <http://www.koshonin.gr.jp/>
(公証役場一覧) <http://www.koshonin.gr.jp/list>

公証人による保証意思確認のの流れ

① 公証役場に行く

これから保証人になろうとする方は、保証契約をする前に、原則として公証役場に出向いて、保証意思確認の手續（保証意思宣明公正証書の作成の囑託）を行うこととなります。保証意思宣明公正証書は、保証契約締結の日前1か月以内に作成されている必要があります。

この手續は、代理人に依頼することができません。本人自身が公証人から意思確認を受けることとなります。

② 保証意思の確認

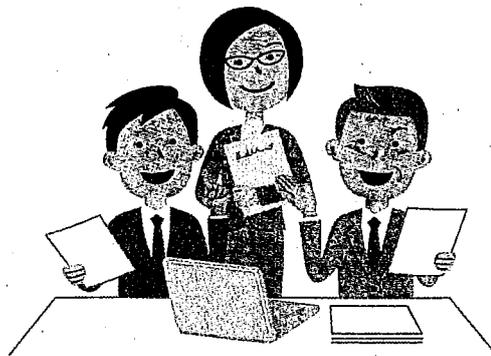
公証人から、保証人になろうとする方が保証意思を有しているのかを確認されます。

保証をしようとしている主債務の具体的な内容を認識しているか、保証をすることで自らが代わりに支払などをしなければならなくなるという大きなリスクを負担するものであることを理解しているか、主債務者の財産・収支の状況等について主債務者からどのような情報の提供を受けたか（→7頁参照）などについて確認を受けます。このほか、保証人になろうと思った動機・経緯などについても質問されることがあります。

その後、所要の手續を経て、保証意思が確認された場合には、公正証書（保証意思宣明公正証書）が作成されます。

保証意思確認の手續の費用はどのくらいかかりますか。

保証意思確認の手續の手續料は、1通1万1,000円を予定しています。その他の費用については、囑託先となる公証役場にお問い合わせください。



情報提供義務の新設

このほか、保証人のために、次のような情報が提供されるようになります。

1 保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務

事業のために負担する債務について保証人になることを他人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、

- ①主債務者の財産や収支の状況
- ②主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報

を提供しなければなりません。このルールは、事業用融資に限らず、売買代金やテナント料など融資以外の債務の保証をする場合にも適用されます。

2 主債務の履行状況に関する情報提供義務

主債務者の委託を受けて保証人になった場合には、保証人は、債権者に対して、主債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができます。

※この情報提供は、法人である保証人も求めることができます。

3 主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

債務者が分割金の支払を遅滞するなどしたときに一括払いの義務を負うことを「期限の利益の喪失」といいます。主債務者が期限の利益を喪失すると、遅延損害金の額が大きくふくらみ、早期にその支払をしておかないと、保証人としても多額の支払を求められることになりかねません。

そのため、保証人が個人である場合には、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から2か月以内にその旨を保証人に通知しなければならないとされています。

改正の内容についてのより詳しい説明は、
法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/
minji06_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)



法務省民事局参事官室
TEL 03-3580-4111 (代)
<http://www.moj.go.jp/>

令和3年4月22日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様



陳情者

山陽小野田市大字小野田541番地
徳富 淳

市場休場に伴う農林水産課からの出荷者宛文書について

要旨

先日出荷者へ配布された標記「出荷にお困りの生産出荷者の方へ」について、行政の対応とし問題がないのか、下記の調査と見解を示していただくようお願いします。

先般出荷者宛に配布された文書には出荷者への情報提供として、「JA山口」と共に「誠運市場」の住所が記載され問い合わせを促す内容となっていました。

しかし「誠運市場」は一小売店に過ぎず、市場としての機能を持たないものです。

一小売店を紹介する行為がなぜ行われたのか、また今回の行為は公平性を保つべき行政として正しい行為であったのか見解をお示し願います。

- (1) 今回の行為がJA並びに誠運市場の了承の元行われたものなのか、調査及び報告をお願い致します。
- (2) どういった経緯でJAと誠運市場という二者を決定し紹介を実施したのか、その決定プロセスと出荷者への連絡実施までの一連の流れを調査・報告願います。
なお報告内容は「誰が」「誰と共に」「いつ」「どういった基準で選定し」「誰の承認を得て」「誰に送付した」のかを明確に示していただくようお願いします。
- (3) 1及び2の調査結果を踏まえ「一企業を行政が紹介する」行為は、行政として正しい行為なのか見解をお示し願います。
- (4) 出荷者への通知が行われたことは元買受人には全く周知されていません。
今回このような通知を行ったことを救済策の一環として、なぜ元買受人にも周知しなかったのか、意図を明確に示していただくようお願いします。

今回の行政の行為は出荷者を一企業の元に誘導するものであり、一企業を利するばかりでなく、市場休場後も必死に事業を続けてようとしている元買受人をさらに苦境に立たせるものとなっています。

私は今回を含めた市場休場に至るまでの行政の対応に、深い失望と疑念を抱いています。

議会におかれましては本陳情を踏まえ、行政のあり方について議論を深めていただくよう、切にお願い致します。

山 農 第 1 3 2 号

令和3年(2021年)4月12日

関係者各位

山陽小野田市長 藤田 剛二

今後の市場運営についての説明会の開催について

春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

このことについて、下記のとおり説明会を開催しますので、万障繰り合わせのうえ御参加くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日時 令和3年4月20日(火) 13時30分～
- 2 場所 旧山陽小野田市地方卸売市場(大字西高泊1184番地1)
- 3 内容 今後の市場運営について

※新型コロナウイルス感染症対策のため、御出席の際はマスク着用でお願いいたします。

山陽小野田市農林水産課

TEL : 0836-82-1152

FAX : 0836-84-6937

出荷にお困りの生産出荷者の方へ

令和3年4月1日から市場閉鎖に伴い、
出荷先にお困りの方は、下記に取引条件等
お問い合わせいただければと思い、情報提供
いたします。

○J A山口県 宇部統括本部

山陽小野田営農センター（厚狭）

0836-72-1162

小野田営農センター（高千帆）

0836-83-2672

○誠蓮市場（大字郡三ツ又107-1）

0836-72-1533

令和3年4月30日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様



小野田中央青果仲買人組合
組合長 高橋 泰男
副組合長 徳富 淳

地方卸売場不認定の振り返りと次回認定申請について

要旨

3月の地方卸売市場の不認定を受けた市場休場と再申請を目指す現在の状況について、一連の経緯の振り返りを実施し、その反省を次回申請へ生かしていただくようお願いいたします。

先日の不認定を受けての市場は休場を余儀なくされていますが、農林水産課による休場の説明会では「なぜ不認定となったのか」「その責任の所在はどこに（誰に）あるのか」について一切触れられることなく、昨年の計画同様の再申請プランを提示するだけの場に過ぎないものでした。

当組合はこのまま昨年同様の杜撰なプランを進めても再度不認定となり、結果とし市民の台所である市場が閉場に追い込まれるのではないかと強い懸念を抱いています。

行政と議会に於いては昨年の一連の経緯をしっかりと振り返り、反省すべきところは反省し、次回の申請に生かしていただくようお願いいたします。

(1) 今回の不認定の原因が何であったのか明確にしてくださいようお願いいたします。

原因の明確化は反省の第一歩だと考えます。

一部では開設者の資産状況が原因との「うわさ」も流れていますが、当組合は度々陳情をさせていただいたその「運営姿勢」にこそ不認定の原因があるのではないかと考えています。

再度、県に対し確認を実施しその原因を明確にしてくださいようお願いいたします。

(2) 一連の申請について行政がどうすべきであったのかご教示願います。

「民と民」というお題目を唱え、説明会や協議の場の取り持ちすら実施しなかった行政の姿勢は正しいものであったのか見解を示していただくようお願いいたします。

※市長へ提出した「合意書」の遵守にすら関わりを拒否しています。

(3) 認定を申請するに当たって行政のサポートは十分であったのかご教示願います。

委員会の中では、一連の認定作業で行政が関わったのは「業者間協議が整ったとき」と、「掲示板への文書提示許可をしたとき」の2度のみとの発言がありましたが、本当にそれだけで十分だったのでしょうか。先日の市場休場の説明会でも行政の姿勢は「自分らに非はない」と言わんばかりであり、まったく反省の姿勢は見受けられませんでした。

責任を不認定となった業者にばかり押し付けるのではなく、行政内で「誰の指示で何をどのようにサポートする」と決定したのか明らかにし、その責任の所在を明確にしてくださいようお願いいたします。

(4) 今回の不認定に至った一連の行政の取り組み姿勢は、県の山陽小野田市に他する信用を失墜させる結果となったのではないかと、議会の見解をお示しください。

当組合は今回の一連の経緯がしっかりと反省され、また再申請に生かされることで、新生市場の誕生・立ち上げがスムーズに行われることを切に願っています。

今回の反省点を生かしたより良い計画で新市場を円滑に立ち上げ、関係者全員が山陽小野田市の発展に寄与していけるよう活発な議論をお願いいたします。

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
産業建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業及び工業に関すること ・ 企業立地に関すること ・ 労政に関すること ・ 公共交通に関すること ・ 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること ・ 地方卸売市場に関すること ・ 小型自動車競走事業に関すること ・ 道路及び橋梁<small>りょう</small>に関すること ・ 河川及び港湾に関すること ・ 都市計画に関すること ・ 駐車場事業に関すること ・ 都市開発に関すること ・ 公園及び緑地に関すること ・ 下水道及び農業集落排水に関すること ・ 建築及び住宅に関すること ・ 水道事業に関すること 	令和3年9月定 例会前日まで継 続して閉会中調 査する